

議案第 4 8 号

南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市税条例の一部を改正する条例

南あわじ市税条例（平成 17 年南あわじ市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書、同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）」を加え、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 15 条の 2 第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附則第 16 条の 2 第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の南あわじ市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき南あわじ市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車

に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

南あわじ市税条例新旧対照表

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備 考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>第 1 条～第34条の 8 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の 9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の 9 の 3 から第48条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者<u>の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>第35条～第36条の 3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の 3 の 2 略</p> | <p>第 1 条～第34条の 8 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の 9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の 9 の 3 から第48条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかった金額のうち法第314条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>第35条～第36条の 3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の 3 の 2 略</p> <p><u>2 前項又は法第317条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前</u></p> |     |

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項に

年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項に

において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36の3の3～第37条 略

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 略

第39条・第40条 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36の3の3～第37条 略

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条・第40条 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。



第42条・第43条 略

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により

第42条・第43条 略

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収す

徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

#### 4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日

ることとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

#### 4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の

の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

#### 第45条～第46条の5 略

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において

属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

#### 第45条～第46条の5 略

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当

当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第47条の3～第47条の5 略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

第47条の3～第47条の5 略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額

額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第48条～第81条の8 略  
(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第48条～第81条の8 略  
(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(2)・(3) 略</p> <p>第83条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第15条 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の 2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第15条の 3～第16条 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の 3 以下 略</p> | <p>(2)・(3) 略</p> <p>第83条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第15条 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の 2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第15条の 3～第16条 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の 3 以下 略</p> |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

議案第 4 9 号

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



## 南あわじ市条例第 号

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第1条 南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第8条中「南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第70号)若しくは」を削る。

(南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年南あわじ市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第70号)」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                | 備 考 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>第1条～第7条 略<br/>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）</u>若しくは南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年南あわじ市条例第29号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第9条 略</p> | <p>第1条～第7条 略<br/>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年南あわじ市条例第29号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第9条 略</p> |     |

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表（第２条関係）

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                         | 備 考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>第１条～第８条 略<br/>（適用除外）</p> <p>第９条 この条例の規定は、<u>南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）</u>、南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年南あわじ市条例第44号）又は南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和３年南あわじ市条例第29号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第10条 略</p> | <p>第１条～第８条 略<br/>（適用除外）</p> <p>第９条 この条例の規定は、南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年南あわじ市条例第44号）又は南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和３年南あわじ市条例第29号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第10条 略</p> |     |

議案第 5 0 号

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年南あわじ市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「情報サービス業、インターネット付随サービス業又は通信販売及び市場調査」を「情報通信サービス業等」に改める。

第 2 条第 2 項中「当該固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度」を「当該課税免除をした最初の年度」に改める。

第 8 条中「南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 70 号）若しくは」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備 考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）、<u>情報サービス業、インターネット付随サービス業又は通信販売及び市場調査</u>の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税を免除することによって、市内産業の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の課税を免除することができる期間は、<u>当該固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度</u>以降3箇年度とする。</p> <p>第3条～第7条 略</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）、<u>情報通信サービス業等</u>の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税を免除することによって、市内産業の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の課税を免除することができる期間は、<u>当該課税免除をした最初の年度</u>以降3箇年度とする。</p> <p>第3条～第7条 略</p> |     |

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）若しくは南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。

第9条 略

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。

第9条 略

議案第 5 1 号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市老人福祉センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 湯の川荘の部を次のように改める。

|      |      |            |     |        |
|------|------|------------|-----|--------|
| 湯の川荘 | 市内の者 | 65歳以上      | 100 | 1 人当たり |
|      |      | 60歳以上65歳未満 | 200 |        |
|      |      | 3 歳以上60歳未満 | 310 |        |
|      |      | 3 歳未満      | 無料  |        |
|      |      | 障害者        | 100 |        |
|      | 市外の者 | 中学生以上      | 630 |        |
|      |      | 3 歳以上中学生未満 | 310 |        |
|      |      | 3 歳未満      | 無料  |        |
|      |      | 障害者        | 310 |        |

別表第 2 備考(2)の次に次のように加える。

- (3) 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳を提示した者をいう。

附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

南あわじ市老人福祉センター条例新旧対照表

| 現 行             |                                    |                |     |            | 改 正 案           |      |                |       |           | 備 考 |
|-----------------|------------------------------------|----------------|-----|------------|-----------------|------|----------------|-------|-----------|-----|
| 別表第 2 （第 9 条関係） |                                    |                |     |            | 別表第 2 （第 9 条関係） |      |                |       |           |     |
| 施設名             |                                    | 区分             |     | 使用料<br>（円） | 単位              |      |                |       |           |     |
| 緑老人福祉センター 略     |                                    |                |     |            | 緑老人福祉センター 略     |      |                |       |           |     |
| 湯の川荘            | 市内の者                               | 65歳以上          | 100 | 1 人当<br>り  | 湯の川荘            | 市内の者 | 65歳以上          | 100   | 1 人当<br>り |     |
|                 |                                    | 60歳以上65歳<br>未満 | 200 |            |                 |      | 60歳以上65歳<br>未満 | 200   |           |     |
|                 |                                    | 60歳未満          | 310 |            |                 |      | 3 歳以上60歳<br>未満 | 310   |           |     |
|                 | 市外の者                               |                | 630 |            |                 |      | 3 歳未満          | 無料    |           |     |
|                 | 身体障害者福祉法に規定<br>する身体障害者手帳を所<br>持する者 |                | 無料  |            |                 |      | 障害者            | 100   |           |     |
|                 |                                    |                |     |            |                 |      | 市外の者           | 中学生以上 |           | 630 |
| 3 歳以上中学<br>生未満  |                                    |                |     | 310        |                 |      |                |       |           |     |
|                 |                                    |                |     |            |                 |      |                | 3 歳未満 |           | 無料  |
|                 |                                    |                |     |            |                 |      | 障害者            | 310   |           |     |
| 亀岡荘～稲田荘 略       |                                    |                |     |            | 亀岡荘～稲田荘 略       |      |                |       |           |     |
| 備考<br>(1)・(2) 略 |                                    |                |     |            | 備考<br>(1)・(2) 略 |      |                |       |           |     |

|  |                                                                                                                                                                         |  |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <p>(3) <u>障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳を提示した者をいう。</u></p> |  |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

議案第 5 2 号

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例を廃止する条例制定  
について

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり  
制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第      号

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例を廃止する条例

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 107 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例第 5 条の規定により利用許可を受けた者に係る同条例第 7 条に規定する費用負担については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例（平成 17 年南あわじ市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「開園期間及び」を削り、同条中「開園期間は、毎年 12 月中旬から翌年 3 月中旬までの間とし、開園時間は、午前 9 時から午後 5 時まで」を「開園時間は、午前 9 時から午後 5 時まで」に改め、同条ただし書中「市長は、必要と認めた」を「市長が特に必要があると認めた」に改める。

第 4 条中「水仙郷」を「水仙郷の園地」に、「別表」を「別表第 1」に改める。

第 6 条の見出しを「(園地の占用使用)」に、同条第 1 項中「水仙郷施設内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は」を「水仙郷の園地を占用使用しようとする者は」に改め、同項各号を削る。

第 11 条を第 17 条とする。

第 10 条第 3 項中「別表に定める入園料の」を「別表第 1 及び別表第 2 に定める」に改め、同条を第 16 条とする。

第 9 条第 3 項中「第 3 条及び第 6 条」を「第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条まで」に、「同条第 2 項」を「第 6 条第 2 項及び第 9 条第 2 項」に改め、同条を第 15 条とする。

第 8 条の次に次の 6 条を加える。

（使用の許可）

第 9 条 別表第 2 に掲げる水仙郷の施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただし、シャワーを使用する場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（施設使用料）

第 10 条 使用者は、別表第 2 に定める額を施設使用料として納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第 11 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(使用料の還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 使用者が水仙郷の設置の目的又は許可を受けた使用の目的以外の目的に水仙郷の施設を使用するとき。
- (2) 使用者が水仙郷の管理者の指示に従わないとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、水仙郷の管理上支障があるとき。

(原状回復)

第 14 条 使用者は、その使用を終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに水仙郷の施設又は設備を原状に復さなければならない。

別表中「第 10 条」を「第 16 条」に改め、同表を別表第 1 とし、同表備考に次の 1 号を加える。

3 市民は無料とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 9 条、第 10 条、第 16 条関係)

| 対象施設          | 施設使用料                       |
|---------------|-----------------------------|
| 管理棟 (1 階、2 階) | 1 箇月につき 1 平方メートル当たり 2,000 円 |
| 管理棟 (屋上)      | 1 日につき 1 平方メートル当たり 35 円     |
| 園内駐車場         |                             |
| 倉川駐車場         |                             |
| シャワー          | 1 回 300 円                   |

備考 管理棟 (1 階、2 階) の使用期間が 1 月に満たないときは、当該使用月の日数により日割計算し、1 円未満は切り捨てるものとする。



附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

南あわじ市灘黒岩水仙郷条例新旧対照表

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備 考 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>第1条・第2条 略</p> <p>(開園期間及び開園時間)</p> <p>第3条 水仙郷の開園期間は、毎年12月中旬から翌年3月中旬までの間とし、開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(入園料)</p> <p>第4条 水仙郷に入園しようとする者は、別表に定める入園料を入園の際に納付しなければならない。</p> <p>第5条 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第6条 水仙郷施設内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行をすること。</p> <p>(4) 展示会その他これらに類する催しをすること。</p> <p>2 略</p> <p>第7条・第8条 略</p> | <p>第1条・第2条 略</p> <p>(開園時間)</p> <p>第3条 水仙郷の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(入園料)</p> <p>第4条 水仙郷の園地に入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を入園の際に納付しなければならない。</p> <p>第5条 略</p> <p>(園地の占用使用)</p> <p>第6条 水仙郷の園地を占用使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第7条・第8条 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 別表第2に掲げる水仙郷の施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただ</p> |     |

し、シャワーを使用する場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(施設使用料)

第10条 使用者は、別表第2に定める額を施設使用料として納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 使用者が水仙郷の設置の目的又は許可を受けた使用の目的以外の目的に水仙郷の施設を使用するとき。

(2) 使用者が水仙郷の管理者の指示に従わないとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、水仙郷の管理上支障があるとき。

(原状回復)

第14条 使用者は、その使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに水仙郷の施設又は設備を原状に復さなければならない。

(管理の代行等)

第9条 略

2 略

- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条及び第6条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「規則で定める事項を記載した申請書」とあるのは「指定管理者が定める申請書」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第10条 略

2 略

- 3 利用料金は、別表に定める入園料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4～6 略

第11条 略

別表 (第4条、第10条関係)

|   |
|---|
| 略 |
|---|

備考 1・2 略

(管理の代行等)

第15条 略

2 略

- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条、第6条、第9条及び第11条から第13条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項及び第9条第2項中「規則で定める事項を記載した申請書」とあるのは「指定管理者が定める申請書」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第16条 略

2 略

- 3 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4～6 略

第17条 略

別表第1 (第4条、第16条関係)

|   |
|---|
| 略 |
|---|

備考 1・2 略

3 市民は無料とする。

別表第2 (第9条、第10条、第16条関係)

| <u>対象施設</u>        | <u>施設使用料</u>                             |
|--------------------|------------------------------------------|
| <u>管理棟 (1階、2階)</u> | <u>1箇月につき1平方メートル当たり</u><br><u>2,000円</u> |
| <u>管理棟 (屋上)</u>    | <u>1日につき1平方メートル当たり35</u>                 |

|  |                                                                        |                 |
|--|------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|  | <u>園内駐車場</u>                                                           | <u>円</u>        |
|  | <u>倉川駐車場</u>                                                           |                 |
|  | <u>シャワー</u>                                                            | <u>1 回 300円</u> |
|  | <u>備考 管理棟（1階、2階）の使用期間が1月に満たないときは、当該使用月の日数により日割計算し、1円未満は切り捨てるものとする。</u> |                 |

議案第 5 4 号

南あわじ市道の駅うずしお条例制定について

南あわじ市道の駅うずしお条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市道の駅うずしお条例

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」条例（平成17年南あわじ市条例第139号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 道路利用者の利便性の向上、地域情報の発信等による市民と来訪者との交流の促進、地域産業の振興及び賑わいの創出を図るため、道の駅うずしお（以下「道の駅」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称      | 位置                                      |
|---------|-----------------------------------------|
| 道の駅うずしお | 南あわじ市阿那賀 839 番地 1<br>南あわじ市福良丙 947 番地 22 |

（施設）

第3条 道の駅の施設は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場
- (2) 屋外トイレ
- (3) レストラン
- (4) 特産品販売所
- (5) 展望台
- (6) バス待合所
- (7) その他緑地等

（管理及び運営）

第4条 市長は、道の駅を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

（開館時間）

第5条 道の駅の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 道の駅は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止を命ずることができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が道の駅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 天災その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、道の駅の管理上特に必要があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 故意又は過失により道の駅の施設又は設備を損壊し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(管理の代行等)

第9条 市長は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を



いう。以下同じ。)に道の駅の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 道の駅の維持管理及び運営に関すること。

(2) 道の駅の利用に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、道の駅の管理に関する事務で市長が別に定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この規定を適用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定のために必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第5条関係）

| 施設    | 開館時間 |
|-------|------|
| 駐車場   | 終日   |
| 屋外トイレ |      |

|        |                  |
|--------|------------------|
| レストラン  | 午前 9 時から午後 5 時まで |
| 特産品販売所 |                  |
| 展望台    |                  |
| バス待合所  | 終日               |
| その他緑地等 |                  |

議案第 5 5 号

市道路線の廃止について

下記の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

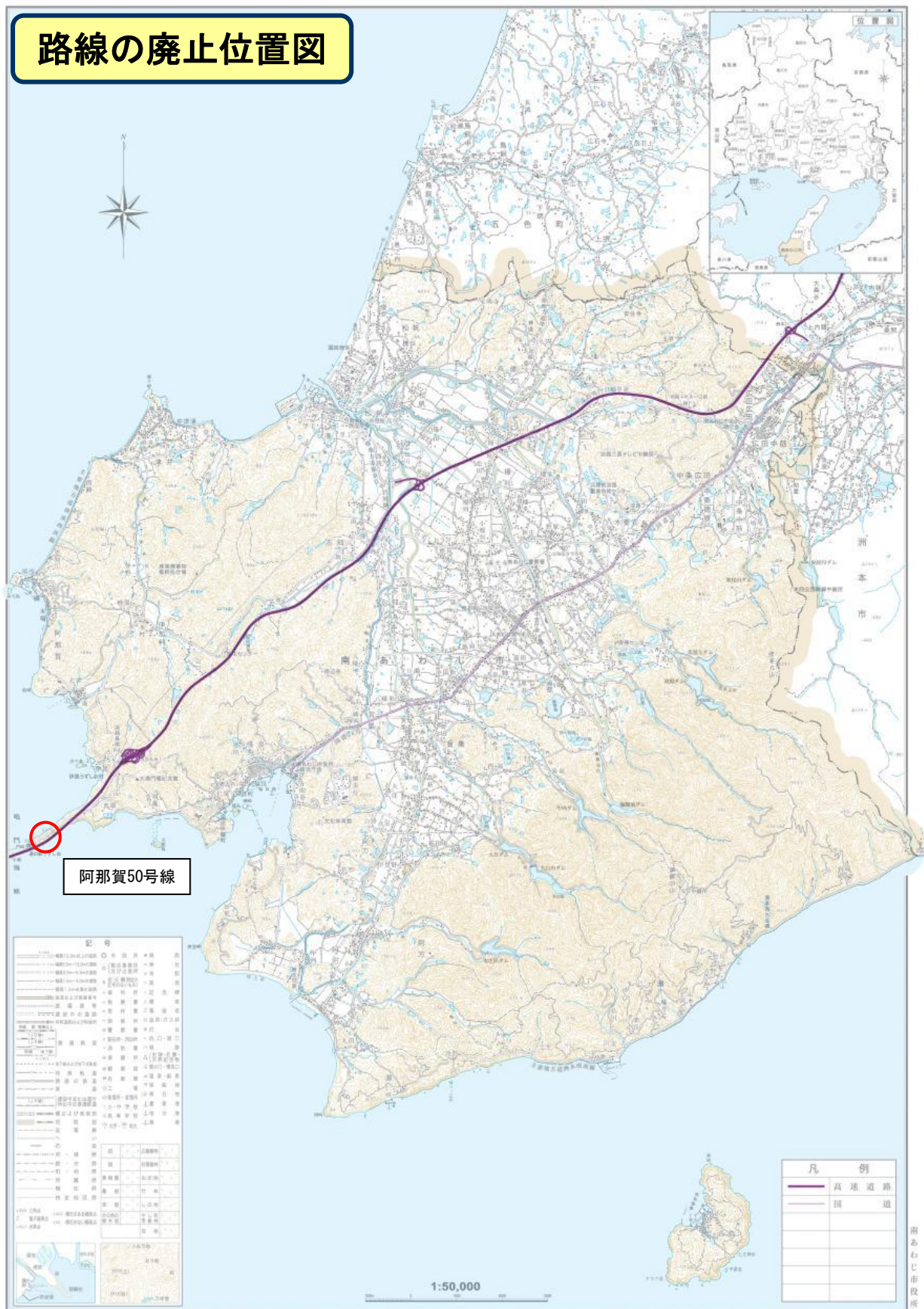
南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

廃止する路線

| 路線名       | 起終点 |                      |
|-----------|-----|----------------------|
| 阿那賀 50 号線 | 起点  | 南あわじ市阿那賀 839 番 1 地先  |
|           | 終点  | 南あわじ市福良丙 947 番 12 地先 |

# 路線の廃止位置図





## 廃止路線

